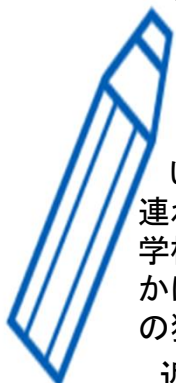


日本女子大学教職教育開発センター  
ワークショップ

# 教職員のための教育法規-2023 —いじめ不登校重大事態を考える—



いじめ防止対策推進法の制定から約10年が経過しました。同法が日本社会に浸透するに連れ、これまで日常的なトラブルとして処理されてきた問題までが、いじめに該当するとして、学校の対応に批判が寄せられるようになってきました。いじめ防止対策推進法に照らせば、確かにいじめに当たる。しかし、学校ではよくあるトラブルではないか。同法と学校現場の現実との狭間で悩む教育関係者は少なくないと思います。

近年、特に問題となっているのが、いじめ不登校重大事態です。今や不登校児童生徒ほどの学校にも存在します。いじめ防止対策推進法上、その原因の一端がいじめにあると主張されると、学校の認識に関係なく、いじめ不登校重大事態として調査義務が発生します。その結果、教育委員会、学校は、アンケートや聴き取り調査に追われることとなります。しかし、調査において、いじめ防止対策推進法やガイドラインに則った手続が取られず、物議を醸すケースが増えているのが現状です。本ワークショップでは、講義とグループ協議を通して受講者一人ひとりがリスクを回避する視点を養うことを目指します。

【講師】坂田 仰(日本女子大学教職教育開発センター教授)  
戸田 恵蔵(銀座第一法律事務所)

【日時】2023年6月10日(土)13:30~16:30(受付13:00~)

【会場】日本女子大学目白キャンパス, 百二十年館12001教室

【対象】小・中・高等学校教職員, 教育委員会関係者

【定員】30人程度

【お申込み】E-mailで, ①氏名, ②勤務校, ③住所, ④電話番号,  
⑤卒業学科・卒業年をお知らせ下さい(本学卒業生のみ)。

※なお, E-mailによる申込みを受領後, センターより返信いたします。1週間以内に返信がない場合はお手数ですが電話でお問い合わせ下さい。

(問合せ先)日本女子大学教職教育開発センター

TEL : 03-5981-3777

FAX : 03-5981-3778

E-mail : [kyoshoku@fc.jwu.ac.jp](mailto:kyoshoku@fc.jwu.ac.jp)

<http://www5.jwu.ac.jp/laboratory/kyoshoku>

